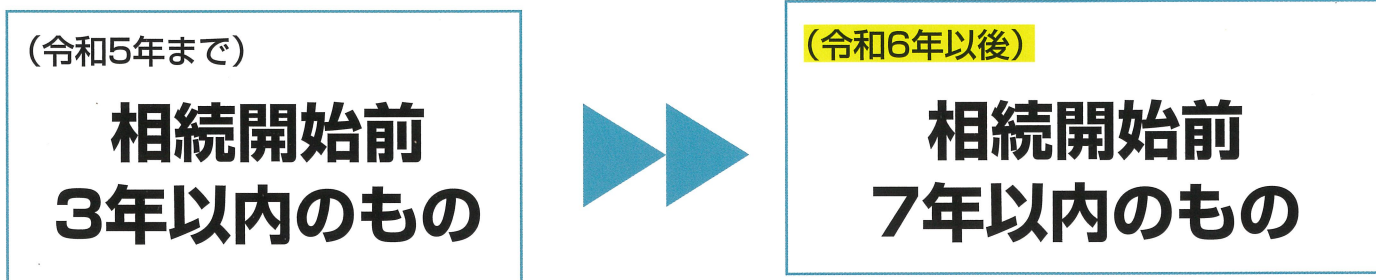
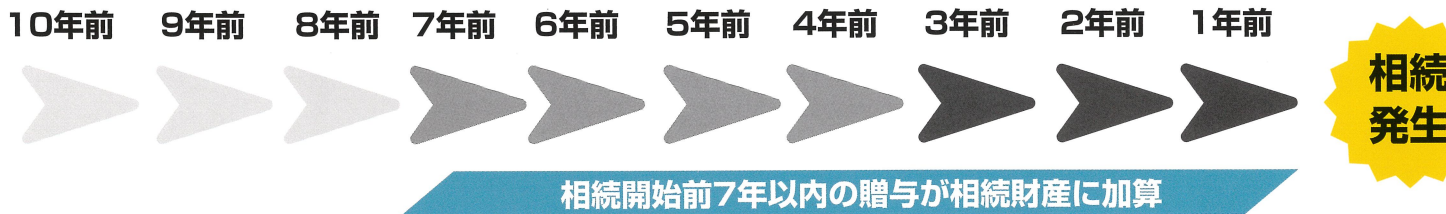


暦年課税制度の 生前贈与加算期間が変わりました

相続財産に加算される生前に贈与した財産の対象



令和6年以後



※延長された4年分（3年前から7年前）の贈与のうち総額100万円までは加算されない

**つまり相続税対策として贈与税のかからない限度額110万円
を毎年贈与しても7年前のものまでは効果が無くなります**

ただしすぐに影響が出るわけではなく、以下の図の流れで加算される期間が順次延長されていきます

①移行前 ～令和8年(2026年) 12月31日	②移行期間中 令和9年(2027年)1月1日～ 令和12年(2030年)12月31日	③完全移行後 令和13年(2031年) 1月1日～
--------------------------------	--	---------------------------------

①令和8年12月31日までに
相続が発生した場合

生前贈与加算期間：3年

②令和9年1月1日～
令和12年12月31日まで
に相続が発生した場合

生前贈与加算期間：3～7年

③令和13年1月1日以後
に相続が発生した場合

生前贈与加算期間：7年

※令和6年10月現在の法令による

吉川和章税理士事務所

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



054-255-1872



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！